

建築士事務所登録申請の手引き

建築士事務所の登録

建築士又は建築士を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、次の業務を業として行おうとするときは、建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、高知県知事が指定した指定事務所登録機関(一般社団法人高知県建築士事務所協会)の登録を受けなければなりません(建築士法第23条、第23条の2、第26条の4)。

無登録業務は建築士法第23条の10で禁止されています。

1. 建築物の設計
2. 建築物の工事監理
3. 建築工事契約に関する事務
4. 建築工事の指導監督
5. 建築物に関する調査若しくは鑑定
6. 建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続きの代理

提出先：一般社団法人高知県建築士事務所協会

〒780-0870 高知市本町 4-2-15 高知県建設会館 3階

電話 088-825-1231 FAX 088-822-1170

メール、FAXでの受付はおこなっておりません。

郵送または(一社)高知県建築士事務所協会までおいでください。

受付・問合せ時間：

土曜・日曜・祝日・振替休日及び12月29日から1月3日を除く9時～17時

【年に数回、会議等で留守にすることがございますのでご注意ください】

新規・更新・変更届・廃止届の提出締日について

毎月1・15日に前日までに提出された書類を取りまとめしております。

取りまとめから、約10日間を目途に事務処理し設計事務所へ副本を郵送しております。

1.申請書等の提出期限

(1)更新登録:有効期間の満了日の30日前までに提出(建築士法施行規則第18条)

有効期間は5年間(建築士法第23条)です。

当協会では、満了日の2ヶ月前から受付しております。

(2)変更届出:変更があったときは、2週間以内に提出(建築士法第23条の5)

【名称・所在地・開設者・開設者住所・管理建築士・役員・電話番号等】

(3)所属建築士に変更があった場合は、3ヶ月以内に提出

(4)廃止等届出:該当することとなった場合から、30日以内に提出(建築士法第23条の7)

2.申請用紙のダウンロード

(一社)高知県建築士事務所協会ホームページ(<http://www.ksjk.or.jp/>)より、
新規・更新・変更・廃止の各申請書等様式と記入例が掲載されています。

3.登録手数料

(一社)高知県建築士事務所協会への支払いとなります。(現金または銀行振込)

現金の場合:直接受付窓口へ持参

銀行振込の場合:下記の銀行口座へ振込をしてください。払込受取書のコピー提出が必要

口座	高知銀行 本町支店 (普通預金)0304475 四国銀行 県庁支店 (普通預金)5145880
名義	(一社)高知県建築士事務所協会 会長 <small>にしもりけいすけ</small> 西森 敬 祐

4.記載要領

【記入注意】

前回の申請時(新規・更新・変更のいずれか)から登録事項に変更があり、変更届を提出されていない場合は変更届も一緒に提出してください。

印欄は記入しないでください

のある欄は、該当するの中に✓印を付けてください。

記載ミスが生じたときは、修正液・修正テープ等で訂正しないで、二重線を引き訂正してください。

(有)・(株)など略式で記載しないでください。有限会社、株式会社 等としてください。

以下の書類を、正本・副本にそれぞれ添付してください。

(1)【登録申請書 正 副】(第五号書式第一面)

登録申請者氏名

登録申請者が法人である場合は、その法人名、役職名及び氏名を記入してください。

事務所名称

事務所名称は、登記上の会社名に「一級・二級建築士事務所」又は「設計事務所」などを前後に入れることが望ましい。

管理建築士講習を修了した年月日

建築士法第 24 条第 2 項に規定する講習日(法定講習) 建築士定期講習のことではありません。

現登録年月日及び登録番号

更新登録申請の場合に記入してください。

(2)【所属建築士名簿】(第五号書式第二面)

管理建築士を筆頭に、業務に従事する建築士全員の氏名等を記入してください。

新規の場合「所属した年月日」は記載不要

(3)【役員名簿】(第五号書式第三面)

役員名簿には、業務を執行する社員、取締役、執行役、社外取締役、代表権を有する支配人、若しくはこれらに準ずる者(法人格のある各種組合の理事等)を記入して下さい。監査役、会計参与、監事及び組織上の支店長等は除きます。

(4)【業務概要書】(第六号書式添付書類(イ))

直近5年間の主なものを記入して下さい。

新規申請の場合は記載不要

(5)【略歴書(登録申請者・管理建築士)】(第六号書式添付書類(ロ))

登録申請者と管理建築士が異なる場合は、それぞれ別葉にて作成してください。

最終学歴から現在までの期間、半年以上空白が無いように記入してください。空白期間がある場合は、「無職等」記入してください。

(6)【誓約書】(第六号書式添付書類(ハ))

法人名、役職名及び氏名を記入してください。

(7)【管理建築士の承諾書】(添付書類(ニ))

登録申請者と管理建築士が異なる場合は、提出してください。

(8)【建築士事務所の整備報告書】(添付書類(ホ))

「工事監理報告書、帳簿、設計・監理業務委託契約書」の3種類の用紙は事務所を開設するにあたっては必ず備え付けてください。(協会にて販売しております)

建築士事務所の事務室、図書等備品の整備状況については記載し、今後の整備計画について記入してください。

(9)【建築士事務所の内外写真】(添付書類(ヘ)) 紙ベースのカラー印刷でも可(白黒不可)

新規登録の場合、標識板の写真は後日提出になります。

内部 パソコン、製図板、机、椅子、書棚(法令集)等

外観 道路を含む建物全体の写真と登録済標識板

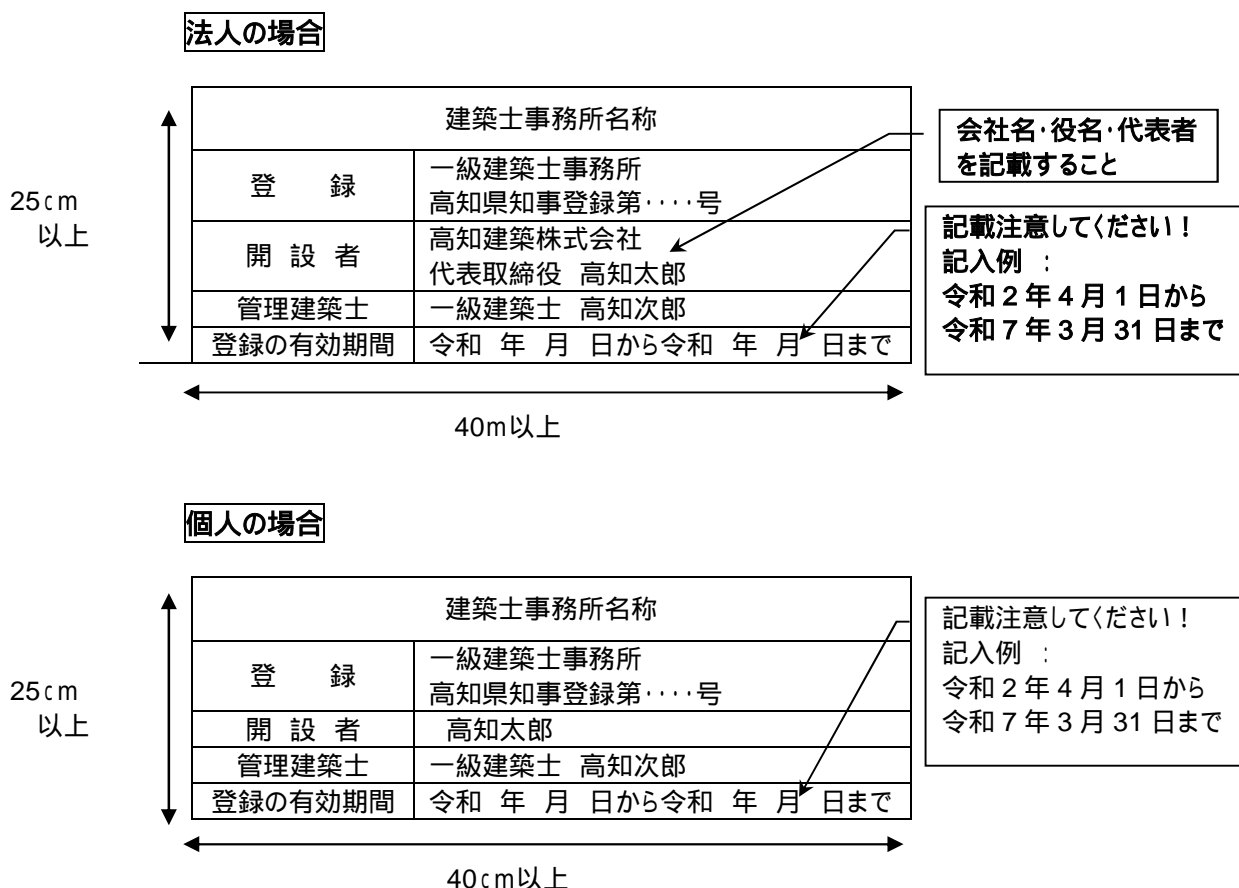
標識板(材質はアクリライト・板等で作成【紙のみの掲示は不可】)

建築士法第 24 条の 5

標識板は、文字の鮮明なものでかつ公衆の見易い場所に標識を掲示していることが判明できる写真。また、法改正により平成 19 年 12 月 20 日以降より登録の有効期間を記載するようになりました。

(協会でも販売しています。)

下記のように作成されているか確認する必要があります。記載 順、内容もこのとおりに作成してください。



(10)【建築士事務所付近見取図】(添付書類(ト))

案内図の形式で、地名、目標となる建物等を記入してください。

(11)【退職証明書】(添付書類(チ)) コピー不可

建築士事務所は、「それぞれ専任の管理建築士を置かなければならない」(建築士法 24 条)と定められておりますので、管理建築士が前勤務先を退職して3カ月未満のときは、その勤務先の退職証明書又はそれに代る証明書を添付してください。(離職票・健康保険資格喪失証明書等でも可)

【添付書類】 以下の書類を正本、副本にそれぞれ添付してください。

(12)【建築士免許証 又は 建築士免許証明書(写)】

管理建築士・所属建築士全員の建築士免許証の写し又は建築士免許証明書の写しを添付してください。

(13)【建築士法第 22 条第 2 項に規定する講習の修了証(写)】(定期講習(建築士・構造・設備))

所属する建築士は、建築士法第 22 条第 2 項に規定する講習(法定講習)の修了証の写しを添付してください。ただし、建築士法施行規則(昭和 25 年建設省令第 38 号)第 17 条の 37 に該当する者については、同条に基づき講習を受けて後3月以内に修了証の写しを提出してください。

(14)【建築士法第 24 条第 2 項に規定する講習の修了証(写)】(管理建築士講習)

管理建築士は、建築士法第 24 条第 2 項に規定する講習(法定講習)を修了し、修了証の写しを添付してください。

(15)【登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(3ヶ月以内)】

法人の場合添付。法務局で取得したものを**正本、副本にコピーしたものを添付**

(16)【定款】 登録申請者が法人の場合は、添付してください。

定款最終ページの余白に「この写しは原本と相違ありません。日付・会社名・代表役職名・代表者名」と記入する

定款の事業内容に下記いずれかの記述が必要。

掲げられていない場合は、「**次期の定款を改正し得る機会(株主総会等)に、建築物の設計及び工事監理を意味する事項を挿入する**」旨を欄外に記載し、申請者の法人印を押印してください。

1. 建築物の設計
2. 建築物の工事監理
3. 建築工事契約に関する事務
4. 建築工事の指導監督
5. 建築物に関する調査若しくは鑑定
6. 建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続きの代理

新規で設計事務所登録を申請される方は、下記の書類が必要です。

(17)【事務所所在地の確認(写)】

自己所有の場合

固定資産評価証明書、建物の権利書、建物の売買契約書、建物の登記簿謄本のうち1点

賃貸契約書 又は 使用承諾書(押印のある原本1部とコピー1部)

(18)【建築士事務所の平面図】

管理建築士の要件(本人と資格)を確認するための書類全てを持参して下さい

(19)【管理建築士の建築士免許証 又は 建築士免許証明書 原本提示】

原本提示できない場合は、運転免許証等顔写真付きの証明書のコピーを添付

(20)【管理建築士の住民票(1ヶ月以内)】

正本に原本1部、副本にコピーしたもの1部

(21)【管理建築士の賃金台帳(給与台帳)又は源泉徴収簿(写)】2部(正・副各1部ずつ)

社名が入ったもの、

賃金が発生していない場合でも、賃金台帳に名前を記載し「0」と記載したものを提出して下さい。

**(22)【管理建築士の健康保険証又は雇用保険証及び雇用保険資格取得等確認通知書(写)】
のいずれか一つ**

健康保険証は被保険者等記号・番号等にマスキングをしてください

正

一級
二級
木造

建築士事務所登録申請書（高知県）

（第一面）

〔記入注意〕

- 1 印欄は、記入しないでください。
- 2 のある欄は、該当する 中に✓印を付けてください。
- 3 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を

該当部分を 及び で囲む

手数料欄			
令和	年	月	日
			手数料納入済
	一級		17,000 円
	二級・木造		12,000 円

<input checked="" type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造		建築士事務所の登録を 申請書の提出日 請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ありません。 令和 2 年 2 月 22 日	法人の場合、名称・職名・氏名 高知建築株式会社 代表取締役 高知 建太
高知県指定事務所登録機関 高知建築株式会社 代表取締役 高知 建太		登記簿上の名称 高知建築株式会社一級建築士事務所	
「建築の設計」としていることがわかる名称として下さい 法人の場合は、法人名を必ず入れて下さい		高知建築株式会社一級建築士事務所 (〒780-0870) 電話 088-825-1231 FAX 088-822-1170	
事務所	所在地	高知市本町4丁目2番15号高知県建設会館3階	
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級 建築士事務所	
登録申請者	個人であるとき	ふりがな氏名	建築士の資格 <input checked="" type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士
	法人であるとき	ふりがな名称	高知建築株式会社
	事務所所在地	高知市本町4丁目2番15号高知県建設会館3階	
管理する建築士事務所を	ふりがな氏名	とさ たろう 土佐 太郎	1 2 3 4 5 6
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級 建築士	登録を交付した府県名(二級建築士又は木造の場合)
	管理建築士講習を修了した年月日	平成 20 年 10 月 23 日	修了証番号 087D-11111Y
更新 <input checked="" type="checkbox"/>	登録年月日及び登録番号	平成 年 月 日 高知県知事登録 第 号	この欄は、記入しないでください

いずれかに✓印

更新の場合は記入してください

(第二面)

所属建築士名簿

(記入注意) 全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の中に✓印を付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

(ふりがな) 氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属した年月日	所属を外れた年月日
とさ たろう	一級	123456		構造	3456	H10.10.1	
土佐 太郎							
くろしお じろう	一級	987654				H23.12.15	
黒潮 二郎							
こうち けんた	二級	9876	高知県			H7.2.10	
高知 建太							
なんごく こうた	二級	5566	大阪府			R2.5.11	
南国 康太							
登録している都道府県名を記入してください 一級は大臣登録のため、記入不要です 本籍ではありません			所属した年月日を記入してください 新規の場合は空白でOK				
所属建築士が、就任・退任等で変更した場合は、「変更届」を提出してください。			それぞれの所属人数を記入してください				
(備考) 別紙 有 無 <input checked="" type="checkbox"/>	計			一級建築士	2	名	
				二級建築士	2	名	
				木造建築士		名	
				構造設計一級建築士	1	名	
				設備設計一級建築士		名	

(第三面)

役員名簿

(記入注意)

- この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。
- 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の中に✓印を付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな氏名	役名	生年月日
こうち けんた 高知 建太	代表取締役	昭和 25 年 6 月 21 日
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	取締役	昭和 30 年 7 月 11 日
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	取締役	昭和 57 年 2 月 9 日
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	取締役	平成 7 年 12 月 24 日
男 女		年 月 日
男 女		
男 女		年 月 日
女		
男 女		年 月 日
女		
男 女		年 月 日
女		
男 女		年 月 日
女		

法人のみ記入（個人登録は不要）
登記事項証明書に記載の役員を記入
業務を執行する社員、取締役、執行役、社外取締役、代表権を有する支配人、若しくはこれらに準ずる者（法人格のある各種組合の理事等）を記入して下さい。
監査役、会計参与、監事及び組織上の支店長等は除きます

生年月日は「和暦」で記入してください

役員が、就任・退任等で変更した場合は、
「変更届」を提出してください。

(備考)

別紙 有
無

業務概要書（最近5年間の業務概要）

〔記入注意〕

- 1 最近のものから順次記入してください。
- 2 (例)

高知太郎 高知県 土佐ビル貸事務所 RC造 3階建 延床 500㎡ 設計及び工事監理 平成 30.11.1 ~ 令和 2.1.31

注文者	建築物所在地 都道府県名	建築物の名称 及び用途	構造及び規模	業務内容	期間
高知県	高知県	高知県庁西館	RC造 3階建 延床 4,500㎡	設計及び 工事監理	R1.6.1 ~R2.2.22
四万十市	高知県	合同庁舎	RC造 5階建 延床 6,350㎡	設計及び 工事監理	H29.5.15 ~H31.4.30
花坂 蜜	香川県	住宅	W造 2階建 延床 350㎡	設計	H28.10.22 ~H29.2.1
最近のものから順に記入してください 更新の方で該当しない場合は「該当なし」と記載してください					

和暦で記入

略 歴 書

登録申請者
管理建築士

〔記入注意〕

1. 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
2. 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

登録申請者と管理建築士が同一人物の場合は、両方を囲み、略歴書の2枚目は不要です

氏 名	高知 建太		生年月日	昭和 25 年 6 月 21 日
建 築 士 の 資 格	一級建築士	登 録 番 号	9876	
	二級建築士 <input checked="" type="checkbox"/>			
	木造建築士	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	高知県	
学 歴 (最終)	年 月	学校名及び学科名	卒業・修了・中退の別	
	昭和 48 年 3 月	大学工学部土木工学科	卒業	
職 歴	期 間 年 月 ~ 年 月	勤 務 先	地 位 ・ 職 名	
	平成 20 年 11 月 ~	高知建築株式会社	代表取締役	
	平成 3 年 4 月 ~ 平成 20 年 10 月	株式会社黒潮建築	管理建築士	
	平成 1 年 4 月 ~ 平成 3 年 3 月	無職		
	昭和 48 年 4 月 ~ 平成 1 年 3 月	株式会社土佐建設	現場監理	

学校を卒業した翌月から現在までの職歴は、月数が空かないよう、連続して記入してください。無職期間がある場合は「無職」と記入してください。

略 歴 書

登録申請者
 管理建築士

〔記入注意〕

1. 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
3. 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏 名	土佐 太郎		生年月日	昭和45年8月8日
建 築 士 の 資 格	一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/>	登 録 番 号	1 2 3 4 5 6	
	二級建築士 木造建築士 な し		登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	二級・木造の場合、登録都道府県名を記入
学 歴 (最終)	年 月	学校名及び学科名	卒業・修了・中退の別	
	平成 4 年 3 月	大学 工学部建築学科 コース	卒業	
職 歴	期 間 年 月～年 月	勤 務 先	地 位 ・ 職 名	
	平成 20 年 11 月～	高知建築株式会社 一級建築士事務所	管理建築士	
	平成 4 年 4 月 ～平成 20 年 10 月	黒潮建築設計事務所	所長	
	学校を卒業した翌月から現在までの職歴は、月数が空かないよう、連続して記入してください。無職期間がある場合は「無職」と記入してください。			

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 2 年 2 月 22 日

高知建築株式会社

登録申請者の氏名又は名称 代表取締役 高知 建太

高知県指定事務所登録機関

一般社団法人高知県建築士事務所協会会長 殿

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

〔記入注意〕

- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

管理建築士の承諾書

私は、このたび

（事務所名称）

高知建築株式会社一級建築士事務所

の

登録申請（新規、更新、管理建築士変更）にあたり、管理建築士となることを承諾

いたします。

令和 2 年 2 月 22 日

住 所 高知市常屋町店 2-2-2

氏 名 土佐 太郎

開設者と管理建築士が違う場合、提出してください

建築士事務所の整備報告書

（注） のある欄は、該当する の中に✓印をつけ、（ ）の中は、該当事項を記入してください。

事務所名称	高知建築株式会社一級建築士事務所
-------	------------------

1 現 況

事務室	(80.08) m ² 、(20.22) m ² /人、所員(5)人
図書室	<input checked="" type="checkbox"/> 工事監理報告書（土法第 20 条第 3 項） <input checked="" type="checkbox"/> 帳簿（土法第 24 条の 4 第 1 項に定める書類） <input checked="" type="checkbox"/> 設計・工事監理業務委託契約書（高知県指導要綱第 3 条） <input checked="" type="checkbox"/> 基本関係法令集 平成 30 年版 <input checked="" type="checkbox"/> 建築基本 平成 30 年版 集 全 3 冊 所 全 4 冊 建 構造計算基準（ ） 建築工事仕様書（ ）
備 品	製図台(2)台 机(4)台 複写機(2)台 電 話(3)台 FAX(1)台 <input checked="" type="checkbox"/> C A D 装置名称(Windows10) <input checked="" type="checkbox"/> ソフト名(JWW - CAD他) <input checked="" type="checkbox"/> パソコン 機種名称(NEC) ワープロ 機種名称()

この3点は、事務所に必ず備えつけてください。
事務所協会でも販売しております。

2 今後の整備計画

事務室	
図書等	
備 品	
その他	

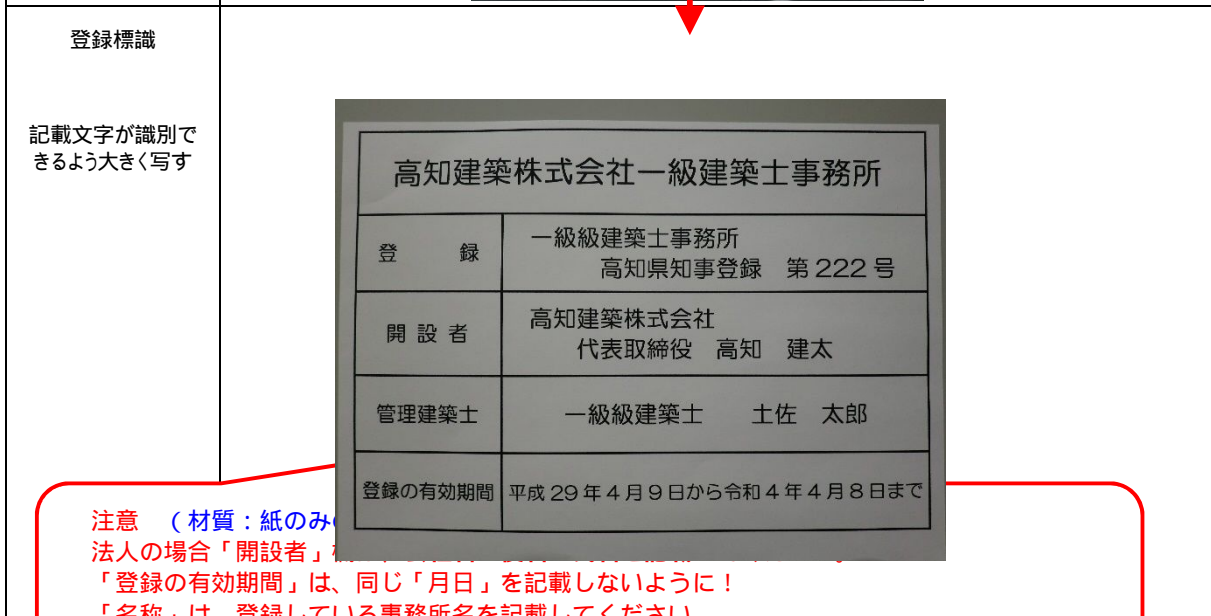
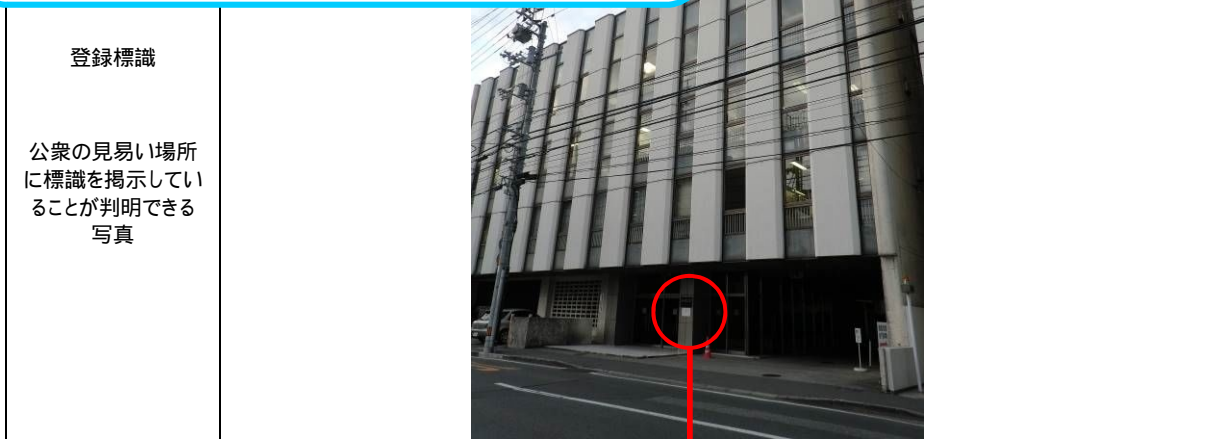
添付書類（へ）

建築士事務所の内外写真（正のみに添付）



写真を撮るポイント

道路を含む建物全体の写真
標識板は文字の鮮明なもの（文字が読めるように）
かつ、公衆の見やすい場所に掲示していることが判明する写真
（記載順、内容は「第7号書式」のとおりとします。）



注意（材質：紙のみ）
法人の場合「開設者」は「代表取締役」を記載してください。
「登録の有効期間」は、同じ「月日」を記載しないでください。
「名称」は、登録している事務所名を記載してください。
【一級建築士事務所】と登録していない事務所名もあります。

添付書類（へ）

建築士事務所の内外写真（正のみに添付）

内部

設計室のCAD,製図機械、パソコン、机等を入れ、室内全景を写す



写真を撮るポイント

事務所全体の写真(パソコン・机・書棚 等)

また、書棚のアップ写真

(法令集 等、事務所に備え付けられているか確認します)

内部

図書、法令集等がわかる写真



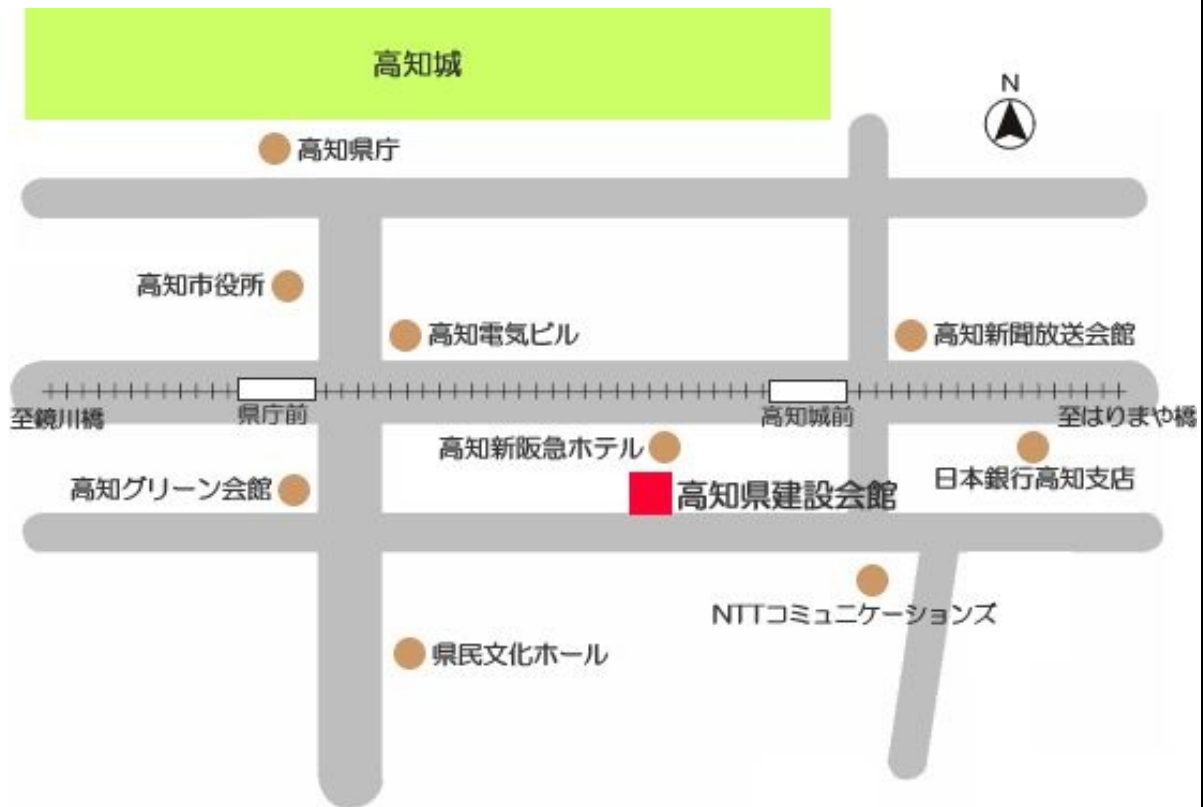
添付書類（ト）

建築士事務所付近見取図（正のみに添付）

印欄は記入しないでください。

建築士事務所	名称	高知建築株式会社一級建築士事務所	一級・二級・木造	個人法人
	所在地	高知市本町4丁目2番15号 電話 088-825-1231	登録番号 第 号	登録年月日
	登録申請者氏名	高知 建太	管理建築士氏名	土佐 太郎

付近見取図（方位、目標建物等を記入する。）



副

一級
二級
木造

建築士事務所登録申請書（高知県）

（第一面）

<input checked="" type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造		建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ありません。 令和 2 年 2 月 22 日					
高知県指定事務所登録機関 一般社団法人高知県建築士事務所協会会長 殿		高知建築株式会社 代表取締役 高知 建太				登録申請者氏名	
建築士事務所	ふりがな	こうちけんちくかぶしきがいしゃいっきゅうけんちくしむしょ 高知建築株式会社一級建築士事務所					
	所在地	(〒780-0870)	電話 088-825-1231	FAX 088-822-1170			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級 建築士事務所					
登録申請者	個人であるとき	ふりがな	建築士の資格			<input checked="" type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士	
	法人であるとき	ふりがな	こうちけんちくかぶしきがいしゃ 高知建築株式会社				
建築士事務所を管理する建築士	住所	個人登録の場合は、こちらに記入 個人の場合はいずれかに✓					
	事務所所在地	(〒780-0870)	電話 088-825-1231	FAX 088-822-1170			
	ふりがな	とさ たろう 土佐 太郎				二級・木造の場合、登録都道府県名を記入 本籍ではありません 1 2 3 4 5 6	
一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級 建築士		登録都道府県名(二級建築士又は木造の場合)				
管理建築士講習を修了した年月日	平成 20 年 10 月 23 日		修了証番号		087D-11111Y		
現登録年月日及び登録番号	平成 年 月 日	高知県知事登録 第 号	審				
新規 <input checked="" type="checkbox"/> 更新	登録年月日及び登録番号	今 年 月 日	この欄は、記入しないでください				

あなたの **更新の場合は記入してください** 条の3第1項の規程により登録 されました

ので、通知します。なお、この登録は5年間有効です。

令和 年 月 日 **記入しないでください**

高知県指定事務所登録機関
一般社団法人 高知県建築士事務所協会 印